

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p>	<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p>
<p>第1 趣旨及び目的 (略)</p>	<p>第1 趣旨及び目的 (略)</p>
<p>第2 対象感染症 1～2 (略) <u>(削除)</u></p>	<p>第2 対象感染症 1～2 (略) 3 <u>オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象</u> <u>二類感染症</u> <u>(13)鳥インフルエンザ (H5N1)</u></p>
<p>第3 実施主体 (略)</p>	<p>第3 実施主体 (略)</p>
<p>第4 実施体制の整備 (略)</p>	<p>第4 実施体制の整備 (略)</p>
<p>第5 事業の実施 1 (略)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、<u>感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</u></p> <p>イ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p>	<p>第5 事業の実施 1 (略)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p>

改正後	現行
<p>ウ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、<u>直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。</u>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>ウ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、直ちに<u>感染症発生動向調査システム</u>に届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>エ 地方衛生研究所等</p> <p>① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、<u>保健所、都道府県等の本庁、地方感染症情報センター又は中央感染症情報センター等と情報共有する。</u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>エ 地方衛生研究所等</p> <p>① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、<u>別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。</u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>オ 国立感染症研究所 (略)</p>	<p>オ 国立感染症研究所 (略)</p>
<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所等</u>から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (略)</p>	<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所</u>から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (略)</p>
<p>キ 中央感染症情報センター (略)</p>	<p>キ 中央感染症情報センター (略)</p>
<p>ク 都道府県等の本庁 (略)</p>	<p>ク 都道府県等の本庁 (略)</p>

改正後	現行
<p>ケ 情報の報告等</p> <p>① 都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。</p> <p>② 保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）は、厚生労働大臣に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合 ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合 <p>は、併せて都道府県知事に報告する。</p> <p>③ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。</p> <p>④ ①～③の報告等について、<u>感染症サーベイランスシステム</u>により相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。</p>	<p>ケ 情報の報告等</p> <p>① 都道府県知事、保健所設置を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。</p> <p>② 保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）は、厚生労働大臣に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合 ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合 <p>は、併せて都道府県知事に報告する。</p> <p>③ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。</p> <p>④ <u>②の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システム</u>により相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。</p>
<p>2 (114) 新型コロナウイルス感染症又は (115) 再興型コロナウイルス感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、<u>当該届出がHER-SYSの入力環境がない医師からの届出である場合には、HER-SYSに届出内容を入力するものとする。</u>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と</p>	<p>2 (114) 新型コロナウイルス感染症又は (115) 再興型コロナウイルス感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、<u>診断した医師の医療機関にHER-SYSの入力環境がない場合には、当該届出内容をHER-SYSに入力するものとする。</u>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協</p>

改正後	現行
<p>協議する。 ②～③ (略) エ～コ (略)</p> <p>3 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。<u>当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</u></p> <p>イ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p> <p>ウ 保健所 ① 届出を受けた保健所は、<u>直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。</u>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。 ②～③ (略)</p> <p>エ 地方衛生研究所等 ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、<u>保健所、都道府県等の本庁、地方感染症情報センター又は中央感染症情報センター等と情報共有する。</u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委</p>	<p>議する。 ②～③ (略) エ～コ (略)</p> <p>3 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p> <p>ウ 保健所 ① 届出を受けた保健所は、<u>直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。</u>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。 ②～③ (略)</p> <p>エ 地方衛生研究所等 ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、<u>別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。</u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府</p>

改正後	現行
<p>託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</p>	<p>県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</p>
<p>②～③ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p>
<p>オ 国立感染症研究所 (略)</p>	<p>オ 国立感染症研究所 (略)</p>
<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所等</u>から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (略)</p>	<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所</u>から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。 (略)</p>
<p>キ 中央感染症情報センター (略)</p>	<p>キ 中央感染症情報センター (略)</p>
<p>ク 都道府県等の本庁 (略)</p>	<p>ク 都道府県等の本庁 (略)</p>
<p>4 定点把握対象の五類感染症</p>	<p>4 定点把握対象の五類感染症</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3) 調査単位等</p>	<p>(3) 調査単位等</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(98)に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p>	<p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(97)に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p>
<p>(4) 実施方法</p>	<p>(4) 実施方法</p>
<p>ア 患者定点</p>	<p>ア 患者定点</p>
<p>① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。</p>	<p>① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。</p>
<p>② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関にお</p>	<p>② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関にお</p>

改正後	現行
<p>いては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を行う。<u>当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</u></p>	<p>いては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。</p>
<p>③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。</p>	<p>③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。</p>
<p>イ 病原体定点 (略)</p>	<p>イ 病原体定点 (略)</p>
<p>ウ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p>	<p>ウ 検体等を所持している医療機関等 (略)</p>
<p>エ 保健所</p> <p>① <u>届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合には調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u></p> <p>②～③ (略)</p>	<p>エ 保健所</p> <p>① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、<u>感染症発生動向調査システム</u>に入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>オ 地方衛生研究所等 (略)</p>	<p>オ 地方衛生研究所等 (略)</p>
<p>カ 国立感染症研究所 (略)</p>	<p>カ 国立感染症研究所 (略)</p>
<p>キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p>	<p>キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p>

改正後	現行
<p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所等</u>からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>ク 中央感染症情報センター (略)</p> <p>ケ 都道府県等の本庁 (略)</p>	<p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、<u>保健所</u>からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>ク 中央感染症情報センター (略)</p> <p>ケ 都道府県等の本庁 (略)</p>
<p>5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>疑似症の発生状況を把握するため、都道府県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。</p> <p>定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定すること。</p> <p>ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料(1～2)の届出をしている医療機関</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。</p> <p>② (2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として<u>感染症サーベイランスシステム</u>への入力により実施することとする。</p> <p>③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。</p>	<p>5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>疑似症の発生状況を把握するため、都道府県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。</p> <p>定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定すること。</p> <p>ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1～4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料(1～2)の届出をしている医療機関</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。</p> <p>② (2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として<u>汎用サーベイランスシステム</u>への入力により実施することとする。</p> <p>③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。</p>

改正後	現行
<p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、疑似症定点において<u>感染症サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>感染症サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、<u>保健所等</u>からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>エ 中央感染症情報センター (略)</p> <p>オ 都道府県等の本庁 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、疑似症定点において<u>汎用サーベイランスシステム</u>への入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、<u>汎用サーベイランスシステム</u>に入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p> <p>② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p> <p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、<u>保健所</u>からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>エ 中央感染症情報センター (略)</p> <p>オ 都道府県等の本庁 (略)</p> <p>6 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法</p> <p>(1) 保健所</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに<u>疑い症例調査支援システム</u>に調査内容を入力するものとする。</p> <p>なお、医療機関より提出される検体等には、<u>疑い症例調査支援システム</u>が発行する検査依頼票を添付すること。</p> <p>(2) 地方衛生研究所等</p> <p>ア 地方衛生研究所等は、検査依頼票及び検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、</p>

改正後	現行
<p>(削除)</p> <p><u>6</u> その他 (略)</p> <p>第6 費用 (略)</p> <p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。</u></p>	<p>その内容を直ちに<u>疑い症例調査支援システム</u>に入力する。 イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>(3) 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から送付された検体等について検査を実施し、その結果を直ちに<u>疑い症例調査支援システム</u>に入力する。</p> <p><u>7</u> その他 (略)</p> <p>第6 費用 (略)</p> <p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。</p>